○山田町上水道事業給水条例

平成10年３月13日条例第８号

改正

平成12年３月10日条例第５号

平成12年12月25日条例第26号

平成13年７月18日条例第９号

平成15年３月17日条例第10号

平成17年３月４日条例第10号

平成19年９月６日条例第12号

平成24年12月14日条例第13号

平成27年３月５日条例第14号

令和元年12月18日条例第14号

山田町上水道事業給水条例

目次

第１章　総則（第１条―第４条）

第２章　給水装置の工事及び費用（第５条―第12条）

第３章　給水（第13条―第22条）

第４章　貯水槽水道（第22条の２・第22条の３）

第５章　料金及び手数料（第23条―第32条）

第６章　管理（第33条―第38条）

第７章　補則（第39条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他法令に定めがあるもののほか、山田町水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の給水条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第２条　山田町上水道事業の給水区域は、別表第１に掲げる区域のうち厚生労働大臣の認可を受けた給水区域とする。

（給水装置の定義）

第３条　この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため町の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第４条　給水装置は次の３種とする。

(１)　専用給水装置　１戸又は１か所で専用するもの

(２)　共用給水装置　２戸以上で共用するもの

(３)　私設消火栓　消防用に使用するもの

第２章　給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込）

第５条　給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

２　前項の申込みに当たり、町長は必要と認めるときは、利害関係者の同意書等の提出を求めることができる。

（新設等の費用負担）

第６条　給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第７条　給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の２第１項の指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

２　前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。

３　第１項の規定により町長が工事を施行する場合は、当該工事に関する利害関係者の同意書等の提出を求めることができる。

４　指定給水装置工事事業者に関し、必要な事項は規則で定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第８条　町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

２　町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

３　第１項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

（工事費の算出方法）

第９条　町長が、施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

(１)　材料費

(２)　運搬費

(３)　労力費

(４)　道路復旧費

(５)　工事監督費

(６)　間接経費

２　前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

３　前２項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

（工事費の予納）

第10条　町長に給水装置の工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、町長が、その必要がないと認めた工事については、その限りではない。

２　前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算する。

（工事申込の取消）

第11条　町長は、次の場合において工事の申込みを取り消したものとみなす。

(１)　指定期限内に工事費を納入せず、又は必要書類を提出しないとき。

(２)　工事施行に際し申込者の責に帰すべき事由により着手できないとき。

（給水装置の変更等の工事）

第12条　町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

２　前項の工事に要する費用は、その工事の必要を生じさせた者の負担とする。

第３章　給水

（給水の原則）

第13条　給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又は、この条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

２　前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

３　第１項の規定による、給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても町は、その責任を負わない。

（給水契約の申込）

第14条　水道を使用しようとする者は、町長が定めるところにより、あらかじめ町長に申し込み、その承認を受けなければならない。

（給水装置の所有者の代理人）

第15条　給水装置の所有者が、町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

（管理人の選定）

第16条　次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

(１)　給水装置を共有する者

(２)　給水装置を共用する者

(３)　その他町長が必要と認めた者

２　町長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

（水道メーターの設置）

第17条　給水量は、町の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、町長が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

２　メーターは給水装置に設置し、その位置は町長が定める。

（メーターの貸与）

第18条　メーターは、町長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

２　前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

３　保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

（水道の使用中止、変更等の届出）

第19条　水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

(１)　水道の使用をやめるとき。

(２)　用途を変更するとき。

(３)　消防演習に私設消火栓を使用するとき。

２　水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

(１)　水道の使用者の氏名又は住所に変更があったとき。

(２)　給水装置の所有者に変更があったとき。

(３)　消防用として水道を使用したとき。

(４)　管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

（私設消火栓の使用）

第20条　私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか使用してはならない。

２　私設消火栓を消防の演習に使用するときは、町長の指定する町職員の立会を要する。

（水道使用者等の管理上の責任）

第21条　水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚染し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに町長に届け出なければならない。

２　前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

３　第１項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

（給水装置及び水質の検査）

第22条　町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

２　前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収することができる。

第４章　貯水槽水道

（町の責務）

第22条の２　水道事業管理者は、貯水槽水道（法第14条第２項第５号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

２　水道事業管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

（設置者の責務）

第22条の３　貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第３条第７項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の２の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

２　前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第５章　料金及び手数料

（料金の支払義務）

第23条　給水料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

２　共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

（料金）

第24条　料金は、別表第２により算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の額に相当する額を加えた額とする。ただし、１円未満の端数は切り捨てるものとする。

（使用水量及び料金の算定）

第25条　料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ町長が定めた日（以下「定例日」という。）にメーターの検針を行い、その使用水量をもって定例日の属する月分として算定する。

２　町長は、やむを得ない理由があると認めたときは、定例日以外の日に検針を行うことがある。

３　料金納入後その料金に誤りを発見したときは、その差額を追徴又は還付する。

（使用水量及び用途の認定）

第26条　町長は次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

(１)　メーターに異状があったとき。

(２)　使用水量が不明又は確認できないとき。

(３)　水道使用者の責任によらない漏水があったと認められたとき。

(４)　料率の異なる２種以上の用途に使用するとき。

（特別な場合における料金の算定）

第27条　月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの料金は次のとおりとする。

(１)　使用日数が15日以下のときにおいて使用水量が基本水量の２分の１以下のときは、基本料金の２分の１とする。

(２)　使用日数が16日以上のとき又は使用水量が基本水量の２分の１を超えるときは、１か月として算定する。

２　月の中途において用途に変更があった場合は、使用日数の多い料率を適用し、使用日数が同じのときは、料率の高いものを適用する。

（臨時使用の場合の概算料金の前納）

第28条　工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用申込の際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

２　前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、精算する。

（料金の徴収方法）

第29条　料金は、納額告知書又は集金の方法により毎月徴収する。

２　前項の納期は、納額告知書に定めるところによる。

（手数料）

第30条　手数料は、別表第３により、申込者から申込の際徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

（督促）

第31条　料金及び手数料、その他この条例に定める費用を滞納したものに対しては、納期限後30日以内に督促状を発行しなければならない。

２　前項の督促状に指定すべき納付期限は、発行の日から15日以内とする。

３　督促状を発行した場合は、１通につき100円の手数料を徴収する。

（料金、手数料等の軽減又は免除）

第32条　町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

第６章　管理

（給水装置の検査等）

第33条　町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

（給水装置の基準違反に対する措置）

第34条　町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第５条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

２　町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

（給水の停止）

第35条　町長は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(１)　水道の使用者等が、第10条の工事費、第12条第２項の工事に要する費用、第21条第２項の修繕費、第24条の料金、第30条の手数料又はその他本条例の規定により納付する金額を指定期間内に納入しないとき。

(２)　水道の使用者が、正当な理由がなくて、第25条の使用水量の計量又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(３)　給水栓を、汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

（給水装置の切り離し）

第36条　町長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(１)　給水装置所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がないとき。

(２)　給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

（過料）

第37条　町長は、次の各号の一に該当する者に対し、５万円以下の過料を科することができる。

(１)　第５条の承認を受けないで、給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

(２)　正当な理由がなくて、第12条の給水装置の変更の工事施行、第17条第２項のメーター設置、第25条の使用水量の計量、第33条の給水装置の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(３)　第21条の給水装置の管理義務を著しく怠った者

（料金を免れた者に対する過料）

第38条　町長は、詐欺その他不正の行為によって第24条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の５倍に相当する金額（当該５倍に相当する金額が５万円を超えないときは、５万円とする。）以下の過料を科することができる。

第７章　補則

（委任）

第39条　この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附　則

１　この条例は、平成10年４月１日から施行する。

２　山田町上水道事業給水条例（昭和41年山田町条例第226号。以下「旧条例」という。）は廃止する。

３　この条例施行の際、旧条例の規定によってなされた承認、検査その他の処分又は申込み、届出、その他の手続きは、新条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（平成12年３月10日条例第５号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成12年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　第１条から第６条までの規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成12年12月25日条例第26号）

この条例は、平成13年１月６日から施行する。（後略）

附　則（平成13年７月18日条例第９号）

この条例は、平成13年９月１日から施行し、平成13年10月分として算定される水道料金から適用する。

附　則（平成15年３月17日条例第10号）

この条例は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月４日条例第10号）

この条例は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成19年９月６日条例第12号）

（施行期日）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成24年12月14日条例第13号）

この条例は、平成25年４月１日から施行し、改正後の給水料金は、平成25年４月分として算定される水道料金から適用する。

附　則（平成27年３月５日条例第14号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成27年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、第３条の規定による廃止前の山田町簡易水道事業給水条例（以下「旧山田町簡易水道事業給水条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ第２条の規定による改正後の山田町上水道事業給水条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則（令和元年12月18日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第１（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 地区名 | 区域 |
| 境田町 | １番１から489番17までの地内 |
| 川向町 | １番１から208番７までの地内 |
| 八幡町 | ５番３から364番３までの地内 |
| 中央町 | １番３から261番20までの地内 |
| 後楽町 | 64番２から354番までの地内 |
| 北浜町 | １番２から358番１までの地内 |
| 飯岡 | 第１地割、第２地割、第５地割から第10地割まで、第13地割の地内 |
| 長崎 | 一丁目から四丁目までの地内 |
| 山田 | 第１地割から第20地割までの地内 |
| 船越 | 第１地割から第23地割までの地内 |
| 織笠 | 第１地割から第28地割までの地内 |
| 大沢 | 第１地割から第13地割までの地内 |
| 豊間根 | 第１地割から第22地割までの地内 |
| 石峠 | 第１地割から第４地割までの地内 |
| 荒川 | 第１地割から第６地割まで、第８地割から第11地割までの地内 |

別表第２（第24条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 給水料金表 | | | | | |
| 区分 | | １月基本料金 | | 超過料金 | |
| 用途 | | 水量 | 料金 | 水量 | 料金 |
| 計量制専用栓 | 家庭用 | 10立方メートルまで | 1,430円 | １立方メートルにつき | 165円 |
| 営業用 | 15立方メートルまで | 3,520円 | 〃 | 210円 |
| 団体用 | 20立方メートルまで | 4,510円 | 〃 | 255円 |
| 工業用 | 200立方メートルまで | 33,920円 | 〃 | 265円 |
| 湯屋用 | 200立方メートルまで | 16,120円 | 〃 | 155円 |
| 船舶用 | １立方メートルまで | 550円 | 〃 | 440円 |
| 臨時用 | １立方メートルまで | 550円 | 〃 | 440円 |
| 飲料水供給施設（定額制専用栓） | | １月基本料金 | | 加算料金 | |
| １世帯５人まで | 920円 | １世帯５人を超えて１人増すごと | 110円 |
|  |  | 浴槽に使用する場合 | 200円 |

備考

１　家庭用とは、一般家庭、アパート等家事用に使用する場合をいう。

２　営業用とは、醸造、染色、加工業、理容美容、料理店、旅館、製造小売業、その他営業に使用する場合をいう。

３　団体用とは、官公庁、学校、病院、事務所、寮、寄宿舎、その他の団体で使用する場合をいう。

４　工業用とは、製氷用、その他工業用に使用する場合をいう。

５　湯屋用とは、公衆浴場用に使用する場合をいう。

６　船舶給水用とは、船舶に給水する場合をいう。

７　臨時用とは、工事その他臨時に使用する場合をいう。

別表第３（第30条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 単位 | 金額 |
| 指定給水装置工事事業者指定手数料 | １件につき | 20,000円 |
| 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 | 〃 | 10,000円 |
| 給水装置工事設計審査手数料 | 〃 | 1,000円 |
| 給水装置工事検査手数料 | 〃 | 2,000円 |
| 漏水調査手数料 | 〃 | 1,000円 |
| 私設消火栓給水立会手数料 | 〃 | 1,000円 |